

01

あなたの声を聴かせてください ～まちづくり市民アンケートを実施します～

■問合せ 総合政策課 ☎41-2501

本市は「大牟田市まちづくり総合プラン」において、将来の都市像として「人が育ち、人でにぎわい、人を大切にする ほっとシティおおむた」を掲げ、福祉や教育、子育て、環境、産業などさまざまな取り組みを行っています。

今まで取り組んできた事業について、その成果を確認し、次の事業展開の参考にするため、市民アンケートを実施します。

アンケートが届いた人は回答への協力をお願いします。

- ▶調査対象 令和3年4月1日現在、市内在住の18歳以上の市民のうち、無作為に選ばれた1,000人
- ▶調査方法 郵送による送付・回収
- ▶調査期間 5月17日(月)まで



02

大牟田で働く若者を応援します

■問合せ 産業振興課 ☎41-2724

UIJターン若者就職奨励金制度

市外に居住していた若者が、U I J ターンで市内の中小企業などに就職し、賃貸住宅に居住する場合に奨励金を交付します。

- ▶交付額 1年につき12万円(最大3年間)
- ▶対象 次の5つの条件を全て満たす人
 - ①市内の中小企業などに正規雇用で就職をした
 - ②就職日現在の年齢が、満45歳未満である
 - ③市外に1年以上住所を有した後、大牟田市に転入をした
 - ④転入日が、就職日の3カ月前～6カ月後
 - ⑤賃貸住宅(社宅、寮等を除く。)を借りて、家賃の支払いをしている

- 詳しくは市ホームページを確認するか、産業振興課まで問い合わせてください。

奨学金返還支援制度

おおむた100若者未来応援事業

市内に居住する若者が、市内の中小企業等に就職した場合に、在学時に貸与を受けた奨学金の返還額の一部を補助します。

- ▶補助額 1年間の奨学金の返還額または10万円のいずれか低い方の額(最大3年間)
- ▶対象 次の5つの条件を全て満たす人
 - ①市内の中小企業などに正規雇用で就職をした
(※就職日の要件あり)
 - ②就職日現在の年齢が、満35歳未満である
 - ③大牟田市に住所を有する
 - ④大学・高校など在学中に奨学金の貸与を受けた
 - ⑤奨学金の返還を滞納なく行っている

03

あなたのまちの相談相手 民生委員・児童委員

■問合せ 福祉課 総務企画担当 ☎41-2668 FAX41-2675

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として地域から推薦され、厚生労働大臣から委嘱を受けた人たちです。法律で「秘密を守る」ことが義務付けられていますので、安心して相談してください。その活動の一部を紹介します。

①見守り訪問・連絡活動

担当区域内の一人暮らし高齢者などを訪問し、必要な情報を提供したり、行政や地域包括支援センターなどの関係機関へつないだりしています。

育て支援を専門的に行う主任児童委員がいて、学校や児童相談所と連携しながら、子どもに関する支援活動を行っています。

②子育て支援

市と連携して「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施しています。民生委員・児童委員の中には、子

日々の暮らしの中で、心配なことや困ったことがあれば、担当の民生委員・児童委員へ相談してください。

ご近所みんなが相談仲間です

みなと校区は、昨年7月の豪雨で多大な被害を受けましたが、多くのボランティアの方々のおかげで、少しずつ回復に向かっています。ありがとうございました。

豪雨後、空き地・空き家も増え、ご近所のお友達が引っ越し、一人

みなと校区 尾崎委員

暮らしの高齢者の方々は、寂しい思いでしょう。そのような方々を訪問し、お話を聞くようにしております。

これからも災害に対し、校区の民生委員・児童委員と一緒に活動します。



一軒ずつ訪問します

04

犯罪被害者等支援条例を施行しました

■問合せ 生活安全推進室 ☎41-2730 FAX41-2552

令和3年4月1日以降に犯罪被害を受けた市民や、その家族・遺族の市民に対して、犯罪により受けた被害の回復・軽減を目的とした支援を行います。

▶対象（いずれも本市に住所を有する人）

- ・犯罪被害者
- ・犯罪被害者の家族または遺族

▶遺族見舞金の支給（30万円）

- ・犯罪により亡くなられた市民の遺族で、犯罪が行われた時から引き続き本市に住所を有する人

▶傷害見舞金の支給（10万円）

- ・犯罪により重傷病（治療に要する期間が1カ月以上であると医師により診断されたもの）を負わされた市民

▶その他

- ・市営住宅入居への配慮など
- ・見舞金については、交通事故など過失による犯罪被害は非該当

●犯罪被害を受けた場合は、警察に相談してください。

●詳しくは市ホームページを確認するか、生活安全推進室まで問い合わせてください。

05

5月は赤十字運動月間です 日本赤十字社の活動にご支援をお願いします

■問合せ 福祉課 障害福祉担当 ☎41-2663



日本赤十字社は、災害に対する救護活動やボランティアの育成、救急法をはじめとした各種講習会、献血の推進など、数々の事業活動を実施しています。これらの事業は、皆さんの募金により支えられています。「救うを託されている」日本赤十字社に、あたたかいご支援をお願いします。

●赤十字募金活動を延期します

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年5月から行っていた赤十字募金活動を延期します。募金活動は外出自粛要請の解除後に予定していますので、ご理解とご協力をお願いします。

●命をつなぐ「献血」にご協力を

福岡県では毎日約600人の献血（400ml）が必要です。血液は人口的に造ることができず、長期間の保存もできません。地域の献血会へのご協力をお願いします（今月の献血会は28ページです）。

06

補助金を活用して、地域環境にやさしい 合併処理浄化槽へ切り替えましょう！

■問合せ 環境業務課 ☎41-2720

くみ取り便槽や単独処理浄化槽の家庭などからの台所や洗濯、風呂などで使用された生活排水は、未処理のまま公共用水域に排出しており、河川の水質汚濁の主な要因となっています。公共下水道の整備が予定されていない家庭などは、合併処理浄化槽へ切り替えることで生活排水をきれいに処理でき、地域環境の改善や住みやすい地域づくりにもつながります。

補助金を活用して、地域環境にやさしい合併処理浄化槽へ切り替えませんか。

▶補助対象地域

- ①下水道事業計画区域外の地域
- ②下水道事業計画区域内であっても、当分の間、下水道整備が困難な地域（河川に隣接する一部の地域）

▶補助の要件 自己が所有かつ居住する住宅のくみ取り便槽または単独処理浄化槽を合併処理浄化槽（10人槽以下）に切り替える場合に限ります。

▶補助金額

5人槽の合併処理浄化槽へ切り替える場合（上限）

くみ取り便槽から	単独処理浄化槽から
847,000円	947,000円

▶補助基数

100基を予定していますが、予算の範囲内とします。

● 設置者負担額の参考例(便器代除く)

くみ取り便槽から合併処理浄化槽（5人槽）へ切り替える場合

(工事費用の平均額)

(補助金額)

(設置者負担額)

1,387,000円 — 847,000円 → 540,000円

※ただし、工事内容により
負担額が変わることが
あります。

● 令和2年度に合併処理浄化槽へ切り替えた方の感想

- ・環境問題に興味があり、補助金があったので助かりました。
- ・下水道を待っていたが、問い合わせたら浄化槽の補助があると聞いて設置した。
- ・7月豪雨でトイレが使用できなかつたので、浄化槽へ切り替えて良かった。



07

生ごみ堆肥化機材などの購入に補助金を交付します

■問合せ 環境業務課 ☎41-2723 FAX41-2733

▶応募資格 市に住民票があり、居住している人または市内で事業を営む事業者で、指定された期限（約2カ月間）までに市に登録した販売店から購入できること。

▶対象となる機材・補助額等（既に購入済みの機材は対象外）

電動生ごみ処理機

次の要件を満たす物

- ・1日当たりの処理能力1kg以上
- ・運転音45デシベル以下
- ・悪臭を抑える機能付き

●補助額…購入価格(税込み)

の45%

上限は、18,000円



生ごみ堆肥化処理容器（2種類）

次の要件を満たす物

- ・容量が70ℓ以上の設置型容器
- ・容量が15ℓ以上のEM型密閉式容器

●補助額…購入価格(税込み)の45%

1基購入の上限は、2,700円

2基購入の上限は、5,400円



設置型



EM型

▶申込み期間 5月17日(月)～令和4年1月31日(月)に先着順で受け付けます。期間中の申込みは、
1世帯（1事業所）1回まで

▶申込み 住所、氏名、電話番号、電動生ごみ処理機か、生ごみ堆肥化処理容器のどちらか一つを記入（容器は購入基数も明記）して、はがき、FAX、メールまたは直接、環境業務課へ
※はがき宛名：〒836-8666 大牟田市環境業務課（住所不要）。
※メールは、市ホームページ環境業務課内の問合せフォームからお願いします。

08

剪定枝チップ（粉碎）機を無料で貸し出します

■申込み・問合せ 環境業務課 ☎41-2723

市では、剪定枝をチップにする粉碎機3台を無料で貸し出しています。

剪定枝はチップ化して、庭や畑で土に還元するようにし、ごみの減量化に努めましょう。

チップ（粉碎）機を利用できる人

チップにした剪定枝を、燃えるごみに出さず
に活用できる市民または市内の町内公民館、自治会など。事業等で営利を目的とした利用はできません。

チップ（粉碎）機の借り方

環境業務課に事前に電話予約し、借用当日は申請者の住所確認ができるものを持参し、4日以内に返却してください。返却時に利用報告書を提出してもらいます。



- ・電気ギア式 重量約25キロ
- ・処理可能な枝の直径は約3センチ

チップの活用方法

- ①土壤改良材…土にチップと発酵促進剤を混ぜることで畑に適した土になります。
- ②マルチング材…チップを敷き詰めることで、雑草の発生を抑えたり、土壤の乾燥を防止する効果があります。

★利用に当たって

- ・竹やつる類、草花には、使用できません。
- ・貸し出し機を使用しての事故や負傷などは自己責任となります。
- ・決して分解等はしないでください。

09

建築物・ブロック塀等に関する補助があります

■問合せ 建築住宅課 ☎41-2797 (①②について) ☎41-2787 (③④について)

次のことにかかる費用の一部を補助します。補助の対象になるか必ず事前に相談してください。いずれも先着順に受け付け、予算が終了次第、締め切ります。

①木造戸建て住宅の耐震改修

- ▶対象 昭和56年5月31日以前に建築された、木造戸建て住宅の耐震改修工事を行う場合
- ▶補助額 耐震改修費の2分の1以内
- ▶上限額 40万円

②アスベスト含有調査

- ▶対象 建築物に吹き付けられたアスベスト(石綿)の含有調査を行う場合
- ▶補助額 含有調査費
- ▶上限額 25万円

③老朽化した家屋の解体

- ▶対象 「老朽危険家屋等」と判定された家屋の解体工事を行う場合
- ▶補助額 解体費の2分の1以内
- ▶上限額 中心市街地活性化エリアは60万円、それ以外は45万円

④道に面した危険な塀(ブロック塀・れんが塀・石塀)の撤去

- ▶対象 道に面し、「危険」と判定された塀(ブロック塀・れんが塀・石塀)の撤去工事を行う場合
- ▶補助額 撤去費の2分の1以内
- ▶上限額 10万円

80歳以上の皆さんへ

よい歯の高齢者を募集します

▶とき・ところ

審査…5月16日(日) 午前9時～11時
審査会場…文化会館 2階展示ロビー

▶対象 80歳以上(昭和16年3月31日以前生まれ)で20本以上自分の歯があり(治療した歯も含む)、審査と表彰式に出席できる人

▶申込み 審査希望者は、直接審査会場へ来てください。歯科健診を行い、優秀な人を選出します。

▶表彰式 (歯の祭典) 6月5日(土)
ホテルニューガイアオーマタガーデン

■問合せ 歯科医師会(☎55-2211)

アクティブシニアデビュー塾

「ウイルスに勝つ!」カラダ作り講座～食と運動で整える～

新型コロナウイルスが続く今、食と運動で免疫力をアップさせましょう。

▶とき 6月16日～7月14日毎週水曜日

午前10時～正午

▶ところ 三川地区公民館

▶対象 60歳以上

▶定員 12人(抽選)

▶受講料 500円(別途材料費2,500円)

■申込み・問合せ 6月8日㈫午後5時までに
電話、メールまたは直接窓口へ(☎52-5957
メールe-mikawa01@city.omuta.fukuoka.jp)

健康実践
デビュー編

国民健康保険加入の皆さんへ

6月1日(火)から健康診査が始まります！

健康診査は生活習慣病の早期発見・重症化予防のために大切です。年に一度は、体のチェックをして健康を保ちましょう。4月1日時点の加入者には5月下旬に受診券を郵送します。

受診券が今回から
圧着式になりました



▶対象（市国保の加入者）

【特定健康診査】

年度内に40歳～75歳になる人
(75歳になる人は誕生日の前日まで)

【20代30代健康診査】

年度内に20歳～39歳になる人

▶実施時期

①個別健診

6月1日(火)～翌年3月31日(木)に、実施医療機関で実施（実施医療機関は、市ホームページで確認してください）。

②集団健診

市内の公共施設等で実施予定。日程は『広報おおむた』やハガキなどで随時お知らせします。

▶健診項目

問診、身長・体重測定、腹囲測定、医師診察、血圧測定、血液検査（脂質・肝機能・糖代謝・腎機能）、尿検査、心電図検査、貧血検査

※一定の基準に該当すれば眼底検査を実施。

前年度の健診結果等があれば、受診時に持参してください。

※国保人間ドックに応募する人は、当落の結果がわかるまで特定健診を受診しないでください（6月下旬ごろ通知）。

■問合せ 保険年金課（☎41-2606）

※詳しくは、市ホームページに掲載しています。



集団健診の日程（6～7月）※要予約

▶とき・ところ・定員

とき	ところ	定員	備考
① 6/20(日)	労働福祉会館	各80人	がん検診同時実施
② 7/14(水)			

▶受診に必要なもの 受診券、市国保保険証、自己負担金（500円）

▶申込方法 健診日の約3週間前までに電子申請または電話で保険年金課（☎41-2606）へ ※がん検診を受診する場合も約3週間前までに電話で福祉課健康対策担当（☎41-2668）へ

健診受診の流れ

個別健診で受診する場合

各医療機関に電話または窓口で予約

▼ 健診を受ける

数週間から1ヶ月後、
各医療機関で健診結果の受け取りおよび
医師の結果説明

集団健診で受診する場合

健診希望日を電子申請または
保険年金課に電話で予約

健診日の1週間ほど前に、
受付時間のお知らせが自宅に届く

▼ 健診を受ける

約1ヶ月後、健診結果が自宅に届く

保健指導で生活改善！

健診結果に応じて、生活習慣病の発症や重症化の予防のため特定保健指導を行っています。対象者が、無理なく効果的に、継続した生活改善ができるよう保健師などの専門職員がお手伝いします。

その他にも、高血圧や高血糖などの症状がある人には、重症化予防保健指導を行っています。いずれも無料です。



私たちが保健指導を行います！

知ってますか？健診を受けない人は医療費が高くなる！？

健診の受診者と未受診者では、生活習慣病にかかる医療費の差が約7倍にもなります！

医療費の負担を少なくし、いつまでも元気でいるために、年に一度は必ず特定健診を受けましょう。

生活習慣病にかかる医療費

健診受診者 5,266円 なんと
健診未受診者 39,078円 約7倍の差

後期高齢者医療制度加入の皆さんへ

6月から、歯科健診が受診できます

歯の健康を保つことは、全身の健康に繋がります。

定期的に歯科健診を受けましょう。対象者には5月下旬に受診券を郵送します。



▶**対象** 後期高齢者医療制度の加入者で、今年度76歳になる人（昭和20年4月1日～21年3月31日生まれ）

※長期入院・施設入所の人等を除く

▶**受診期間** 6月～12月まで

●77歳以上の人へ

3年12月までは、歯科健診を受診できます。

希望者は、6月以降に問合せ先へ連絡してください。

※昨年度までに受診した人は受診できません。

▶**受診方法** 受診券に同封の実施医療機関に事前予約のうえ受診

▶**受診に必要なもの**

- ・受診券（記入して実施医療機関へ）
- ・保険証
- ・受診料（300円）

■申込み・問合せ

福岡県後期高齢者医療広域連合
お問い合わせセンター（☎092651-3111）

女性のための排尿トラブル予防教室

排尿の仕組みを学び、尿失禁予防体操を行います。

早い時期に予防体操を行うことが失禁の予防にもつながります。



▶**とき** 5月26日(水)午後2時～4時
(1時30分開場)

▶**ところ** 勝立地区公民館 ふれあいルーム

▶**定員** 先着20人

■**申込み・問合せ** 5月6日(木)から福祉課
総合相談担当（☎41-2672）へ

高齢者が重症化しやすい肺炎予防のために

成人用肺炎球菌予防接種を受けましょう

▶対象 これまでに、肺炎球菌ワクチン（23価）を接種したことがなく、下表の①または②に該当する人

①	令和3年度に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人							
	1. 昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生まれ	5. 昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれ						
	2. 昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生まれ	6. 昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生まれ						
	3. 昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれ	7. 大正15年4月2日～昭和2年4月1日生まれ						
②	4. 昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれ	8. 大正10年4月2日～大正11年4月1日生まれ						
60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人（身体障害者手帳1級の人）								
※上記以外の障害（視覚、聴覚、肢体不自由など）の人は対象外です。								

▶回数 1回

▶接種費用 3,000円

▶ところ 市内・荒尾市の指定医療機関

※詳しくは保健衛生課に問い合わせてください。

▶接種に必要なもの

対象①に該当する人

- ・住所、氏名、生年月日が確認できる保険証や免許証など
- ・令和3年度成人用肺炎球菌予防接種対象者の方へ（ご案内）
※上表1の人は、5月中旬に郵送します
- ※上表2～8の人は、保健衛生課に連絡してください。連絡後、郵送します。

対象②に該当する人

- ・身体障害者手帳

● 接種費用の助成（※無料になります）

該当者	医療機関に提出する書類	申請先
非課税世帯の人	ア) 令和3年度介護保険料納入通知書 (第1段階～第3段階の記載があるもの) ※ただし、7月末までに接種を受ける場合は、 令和2年度介護保険料納入通知書	――
	イ) 介護保険負担限度額認定証 (有効期限内のもの)	――
	ウ) 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(有効期限内のもの)	――
	エ) 予防接種自己負担金免除決定通知書 ※ア～ウを持っていない人。要事前申請。	保健衛生課 (☎41-2669)
生活保護受給の人	生活保護受給証明書	保護課 (☎41-2667)

■問合せ 保健衛生課（☎41-2669）

400ミリリットル献血にご協力ください



新型コロナの影響で、献血への協力者が減少していますので、皆さんの協力をお願いします。

校 区	と き	と こ ろ
一	5月8日(土)・9日(日) 10:30～12:00、13:15～16:00	イオンモール大牟田
明治・白川校区	5月11日(火) 10:00～12:00、13:00～15:30	ゆめタウン大牟田 駐車場
高取校区	5月20日(木) 10:00～12:00、13:00～15:30	ダイレックス歴木店 駐車場

▶対象 男性は17歳～69歳、女性は18歳～69歳。

いずれも体重50キログラム以上の人（65歳以上は、60～64歳に献血経験のある人）

※服薬などにより献血ができない場合もあります。

▶持ってくる物 献血カードまたは本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）

▶注 意 風邪などの症状のある人は参加を控えてください。マスク着用など咳工チケットに協力をお願いします。

■問合せ 福祉課 障害福祉担当（☎41-2663）